

鳥取市水道局告示第11号

令和6年5月1日付けで告示した鳥取市水道局告示第8号の一部を次のように訂正し、令和6年5月1日から適用する。

令和6年7月16日

鳥取市水道事業管理者 武田 行 雄

「地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2」を「地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）附則第2条第4項において準用する同条第3項の規定によりなお従前の例によることとされている同法による改正前の地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2」に、「地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4」を「地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）による改正前の地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4」に訂正する。